

監査委員事務局

1 監査について

(1) 定期監査等

地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象	範 囲	監 査 の 期 間
市長公室	平成30年度の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理並 びに事務事業の執行	平成30年7月11日～ 平成31年2月15日
総務部		
財務部		
市民協働部		
生活環境部		
保健福祉部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
下水道部		
会計課		
消防本部		
水道部		
教育部, 教育機関		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

(2) 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象 団 体	所 管 課	監 査 の 期 間
社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会	保健福祉部福祉総務課, 障害福祉課, 高齢福祉課	平成30年6月4日～ 平成30年6月25日

(3) 住民監査請求に基づく監査

市街地再開発事業に伴う公金の支出に関し、平成30年11月15日に法第242条第1項の規定による住民監査請求があったが、請求の要件を満たしていなかったため、請求を却下した。

2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対 象	検 査 期 日
会計管理者及び水道事業管理者の保管する現金の出納	平成30年4月25日、5月28日、6月25日、7月25日、8月28日、9月26日、10月25日、11月26日、12月25日、平成31年1月28日、2月25日、3月25日

3 審査について

(1) 決算審査

地方公営企業法第30条第2項及び法第233条第2項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成29年度の水戸市水道事業会計の決算	平成30年6月1日～8月7日
平成29年度の水戸市下水道事業会計の決算	平成30年6月1日～8月7日
平成29年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	平成30年7月13日～8月7日

(2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成29年度の水戸市土地開発基金の運用状況	平成30年7月13日～8月7日

(3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成30年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	平成30年7月20日～8月7日
平成30年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	平成30年7月20日～8月7日